

第4回青年の家跡地等整備推進会議 次第

日時：平成29年11月13日（月）

午後1時30分から

場所：富士見市役所1階全員協議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 意見交換事項

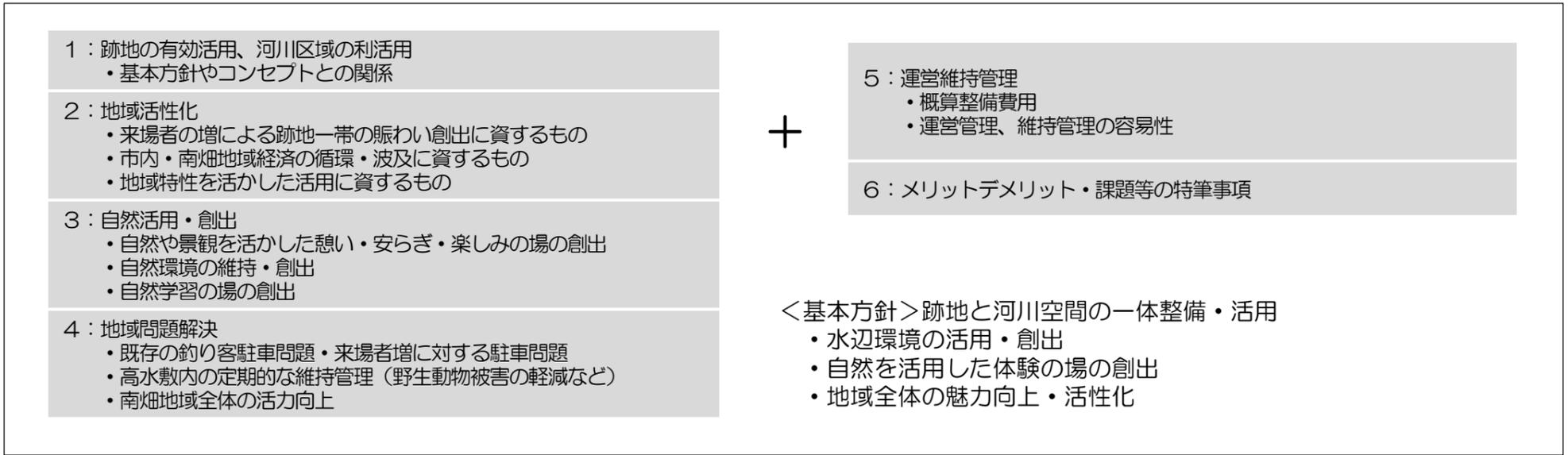
(1) 整備内容案について

(2) 関連する事業について

(3) 次回会議の日程について

4 閉 会

■評価について



■第3回会議時に示した整備項目案ごとの評価（概要）などについて

第3回会議時に示した整備項目案		整備主体	評価の概要 (整備目的、位置づけ、期待される効果等)	課題等	
1	メイン施設	市	中心施設としての位置づけ	施設整備・維持管理費用、びん沼荘との連携、開発許可との関係（都計法第29条第1項第3号又は第34条第2号）、管理運営主体の調整（自然学習の場合は専門の常設職員の配置）	
	機能		屋上展望機能		景観を楽しむ場、特長的デザイン
	休憩販売機能		利便性向上		
	飲食機能		集客・利便性向上		
	自然学習機能		自然学習の場の創出		
2	イベント広場	市	イベント等利用、跡地等の一体性向上	定期的な事業の展開	
3	川を望むテラス	市	特長的なデザイン	メイン施設整備費との調整	
4	シャワー棟	市	利便性向上、市内回遊性向上	日常的な維持管理（清掃・防犯）、メイン施設との一体化検討	
5	駐車場、駐輪場	市・県	利便性向上、地域課題解決	びん沼橋たもとの活用、びん沼自然公園・ゲートボール場との調整	
6	デッキテラス	県	イベント等利用、景観の向上	県事業・予算との調整、増水時の対応	
7	バーベキュー場	市or管理者	アウトドア体験の場づくり、集客性向上	管理運営主体の調整、バーベキュー実施場所の調整、ゴミなどの維持管理	
8	子ども用釣り場	県	アウトドア体験の場づくり	管理運営主体の調整	
	釣って食べられる場	市or県	アウトドア体験の場づくり	水質、食品衛生上の管理運営	
9	葦原、水辺整備	県	良好な水辺景観の創出、魅力向上	県事業・予算との調整、増水時の対応	
10	船着き場	市or県	アウトドア体験の場づくり	管理運営主体の調整	
11	スポーツ広場	県	駐車場だけでなく多目的利用が可能な場の創出	びん沼橋たもとの駐車場との一体整備	
12	キャンプ、グランピング	市or管理者	アウトドア体験の場づくり	管理運営主体の調整、整備面積や採算性との調整、オフシーズンの活用	
13	じゃぶじゃぶ池	市	集客性向上（子育て世代）	日常的な水質・安全管理、オフシーズンの活用	
14	遊具、アスレチック	市	集客性向上（子育て世代）	河川区域内で設置可能なものでの調整	
15	ヨガテラス	市or管理者	アウトドア体験の場づくり	運営主体の調整	
16	散策できる木道	県	自然学習の場創出、魅力向上	治水安全上のリスク、水辺整備箇所との調整、維持管理	
17	野外ステージ	市	イベント時の活用	イベント主催者での設置検討	
18	シンボルツリー	市or県	特長的な景観の創出	樹種の検討、維持管理	

跡地及びびん沼自然公園での整備内容（案）

- ・メイン施設（屋上展望機能、休憩販売機能、飲食機能、シャワー機能）
- ・イベント広場
- ・駐車場、駐輪場
- ・デッキテラス
- ・葦原、水辺整備
- ・遊具、アスレチック

専用の施設整備ではなく、左記整備内容を活用した事業などとして今後検討していくもの

- ・メイン施設（自然学習機能）
- ・川を望むテラス
- ・バーベキュー場
- ・子ども用釣り場
- ・釣って食べられる場
- ・船着き場
- ・スポーツ広場
- ・キャンプ、グランピング
- ・じゃぶじゃぶ池
- ・ヨガテラス
- ・散策できる木道
- ・野外ステージ
- ・シンボルツリー

<整備項目以外で、今後検討していく事項等>

- ・釣り客の駐車対策
- ・市民や関係団体、事業者等と連携した維持管理やイベントの検討
- ・新たなイベントの誘致
- ・健康マイレージ事業やサイクリングコース、農バル等との連携検討



メイン施設内



子育て世代向け休憩機能



特産物販売イベント



自然学習・工作



展示・ギャラリー

デッキテラス上



オープンカフェ、バーベキュー



散策



夜間ライトアップ

イベント広場内

多目的広場内



グルメイベント



ステージイベント



エア遊具



ナイトイベント



ヨガ・スポーツ



親子の憩いの場



キャンプ体験



星空観察

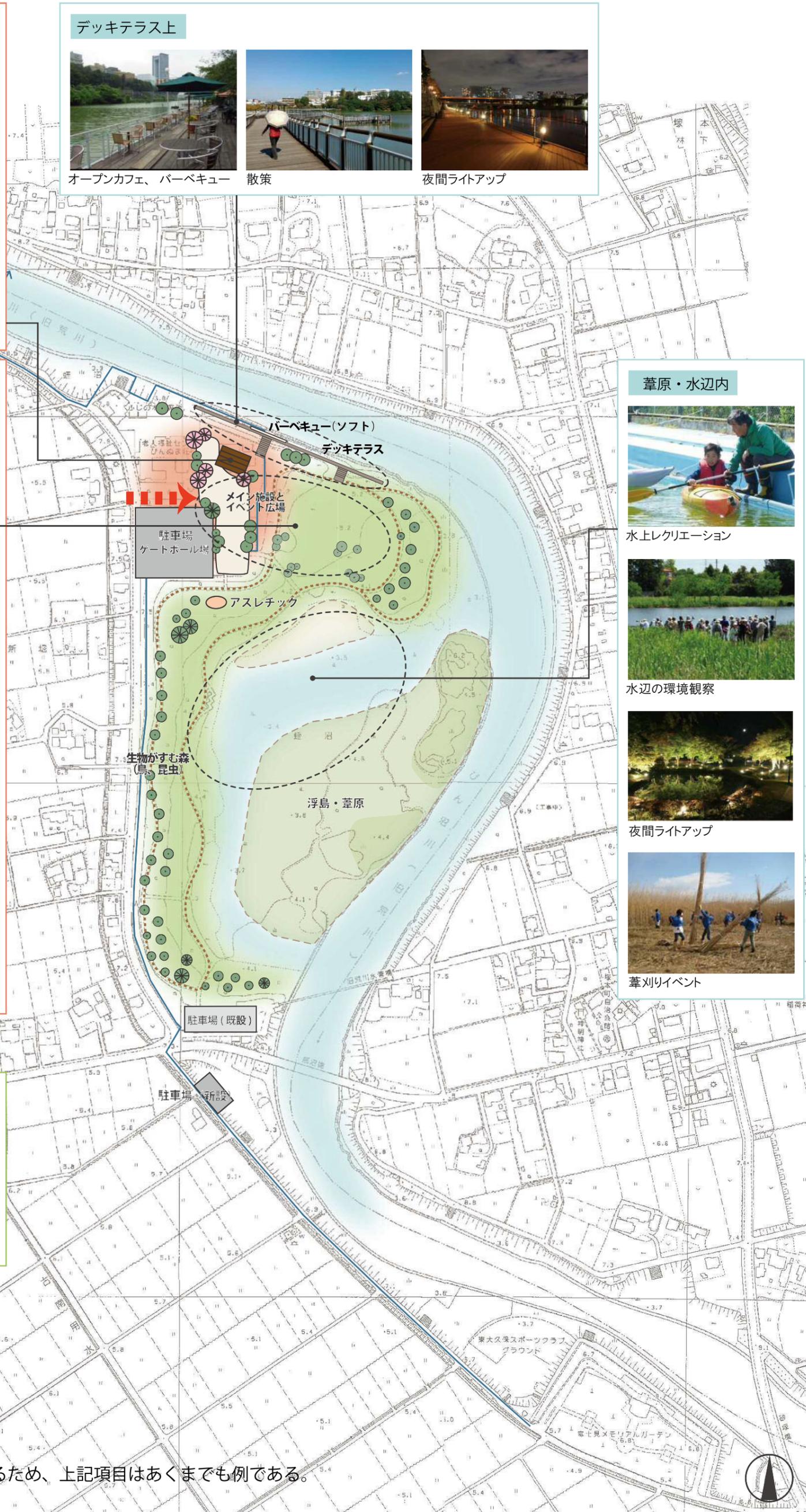
公園内



森の環境観察



ランニング・ウォーキング



葦原・水辺内



水上レクリエーション



水辺の環境観察



夜間ライトアップ



葦刈りイベント

※ソフト事業については、運営管理主体によるため、上記項目はあくまでも例である。
運営管理主体については、翌年度以降検討。

■全体スケジュール（想定）

資料4

